

介護職員処遇改善加算等のお知らせ

(1) 介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

〒 371-0000	
群馬県〇〇市〇〇町1-1-1	
〇〇〇株式会社 〇〇〇〇介護事業所	様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和 年 月 審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

事業所番号	1079999999
-------	------------

<お知らせの内容について>

加算総額	12,150
------	--------

- このお知らせには、介護職員処遇改善加算及び
介護職員等特定処遇改善加算の額
(加算の単位数×単位数単価)を記載しています。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を
報告する際に、本帳票を参考にしてください。

令和 年 月 日
群馬県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額

指定サービス等

介護職員処遇改善加算総額	5,230
--------------	-------

介護職員等特定処遇改善加算総額	2,860
-----------------	-------

地域密着型サービス

介護職員処遇改善加算総額	0
--------------	---

介護職員等特定処遇改善加算総額	0
-----------------	---

介護予防・日常生活支援総合事業サービス

介護職員処遇改善加算総額	2,460
--------------	-------

介護職員等特定処遇改善加算総額	1,600
-----------------	-------

(2) 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

国保連合会→事業所

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ
令和 年 月 審査分

令和 年 月 日
群馬県国民健康保険団体連合会

事業所番号	107999999										
事業所名	〇〇〇〇事業所										

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス種類 コード	サービス種類名	通常/ 過誤	加算 区分	サービス単位数	単位数 単価	加算額
109999	〇〇市	0000000001	ヒカンｼﾞﾖ1	****/**	11	訪問介護	通常	処遇	123	10.00	1,230
109999	〇〇市	0000000001	ヒカンｼﾞﾖ1	****/**	11	訪問介護	通常	特定	80	10.00	800
109999	〇〇市	0000000002	ヒカンｼﾞﾖ2	****/**	A1	訪問型みなし	通常	処遇	123	10.00	1,230
109999	〇〇市	0000000002	ヒカンｼﾞﾖ2	****/**	A1	訪問型みなし	通常	特定	80	10.00	800
109999	〇〇市	0000000003	ヒカンｼﾞﾖ3	****/**	A2	訪問型独自	通常	処遇	123	10.00	1,230
109999	〇〇市	0000000003	ヒカンｼﾞﾖ3	****/**	A2	訪問型独自	通常	特定	80	10.00	800
109999	〇〇市	0000000004	ヒカンｼﾞﾖ4	****/**	11	訪問介護	過誤	処遇	-120	10.00	-1,200
109999	〇〇市	0000000004	ヒカンｼﾞﾖ4	****/**	11	訪問介護	通常	処遇	123	10.00	1,230
109999	〇〇市	0000000004	ヒカンｼﾞﾖ4	****/**	11	訪問介護	通常	処遇	123	10.00	1,230
109999	〇〇市	0000000004	ヒカンｼﾞﾖ4	****/**	11	訪問介護	通常	特定	80	10.00	800
109999	〇〇市	0000000005	ヒカンｼﾞﾖ5	****/**	11	訪問介護	通常	処遇	137	10.00	1,370
109999	〇〇市	0000000005	ヒカンｼﾞﾖ5	****/**	11	訪問介護	通常	特定	63	10.00	630
109999	〇〇市	0000000006	ヒカンｼﾞﾖ6	****/**	11	訪問介護	過誤	処遇	-137	10.00	-1,370
109999	〇〇市	0000000006	ヒカンｼﾞﾖ6	****/**	11	訪問介護	過誤	特定	-63	10.00	-630
109999	〇〇市	0000000007	ヒカンｼﾞﾖ7	****/**	11	訪問介護	通常	処遇	274	10.00	2,740
109999	〇〇市	0000000007	ヒカンｼﾞﾖ7	****/**	11	訪問介護	通常	特定	126	10.00	1,260
	小計				11	訪問介護		処遇			5,230
					11	訪問介護		特定			2,860
					A1	訪問型みなし		処遇			1,230
					A1	訪問型みなし		特定			800
					A2	訪問型独自		処遇			1,230
					A2	訪問型独自		特定			800
合計											12,150

サービス種類ごとに、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の加算額が小計として出力されています。

※加算区分の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」が含まれる。
※加算区分の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。

1 概要

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」について、介護サービス事業者は、各事業年度における当該加算の最終の支払いがあった月の翌々月までに、都道府県知事等に対して、当該加算の総額を報告します。そのための参考資料として、「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」を提供しています。

2 提供方法

(1) インターネット請求の事業所

連絡電文（E X C E L形式データ）にて提供（データの取得方法については「5」をご参照ください）

①「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ_X651_XXXXXXXXXX_YYYYMM_01.xlsx」

②「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ_X652_XXXXXXXXXX_YYYYMM_01.xlsx」

※XXXXXXXXXX は事業所番号、YYYYMM は審査年月（西暦年月）を表しています。

(2) 上記（1）以外の事業所

帳票を郵送

3 提供時期

毎月の介護給付費支払決定額通知書送付時

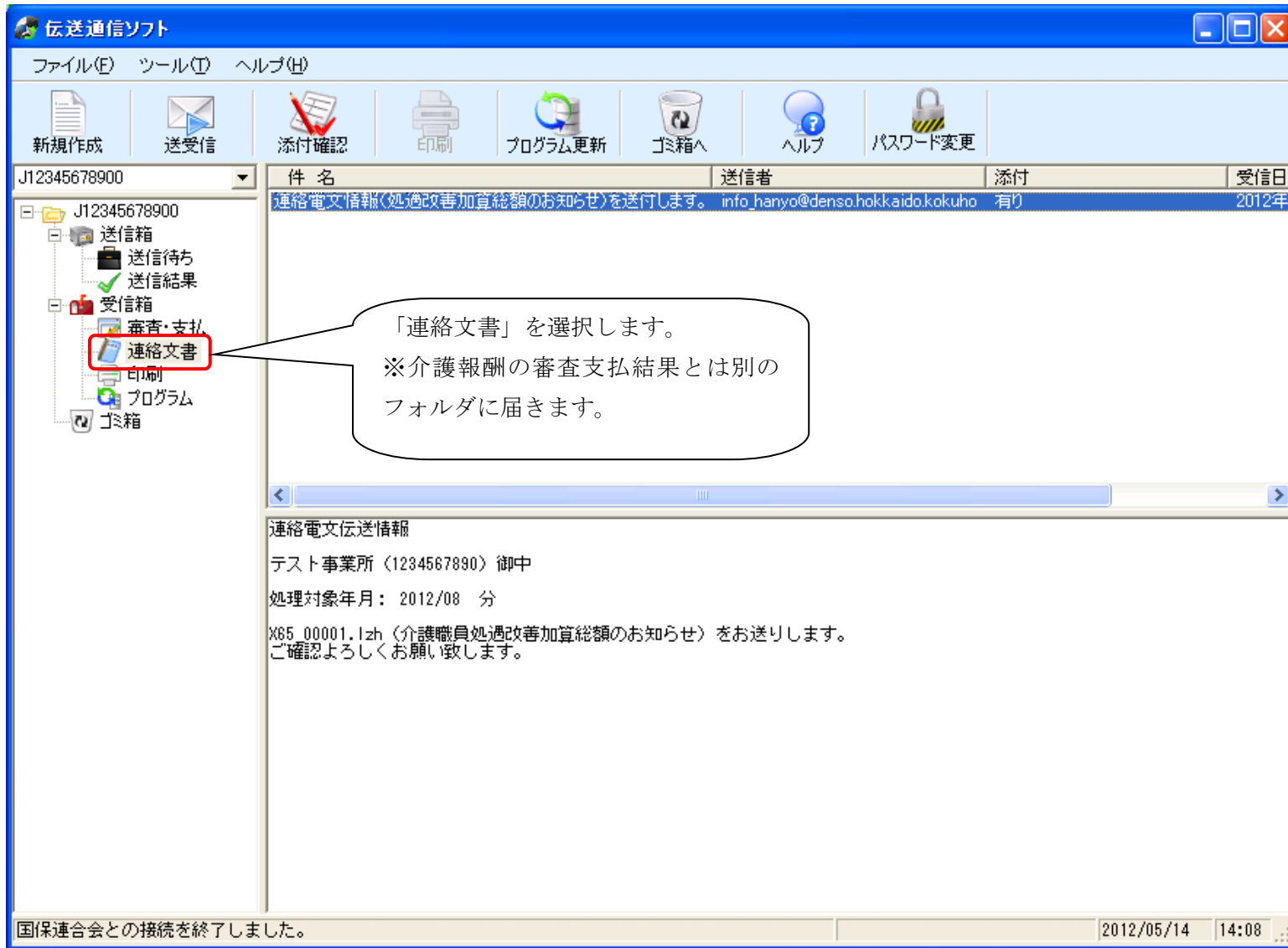
4 介護職員処遇改善加算額の算定方法

加算額は、請求明細書ごとに算出します。請求明細書に記載された「処遇改善加算のサービス単位数」に「単位数単価」を乗じた額です。なお、1円未満の端数は、切り捨てます。

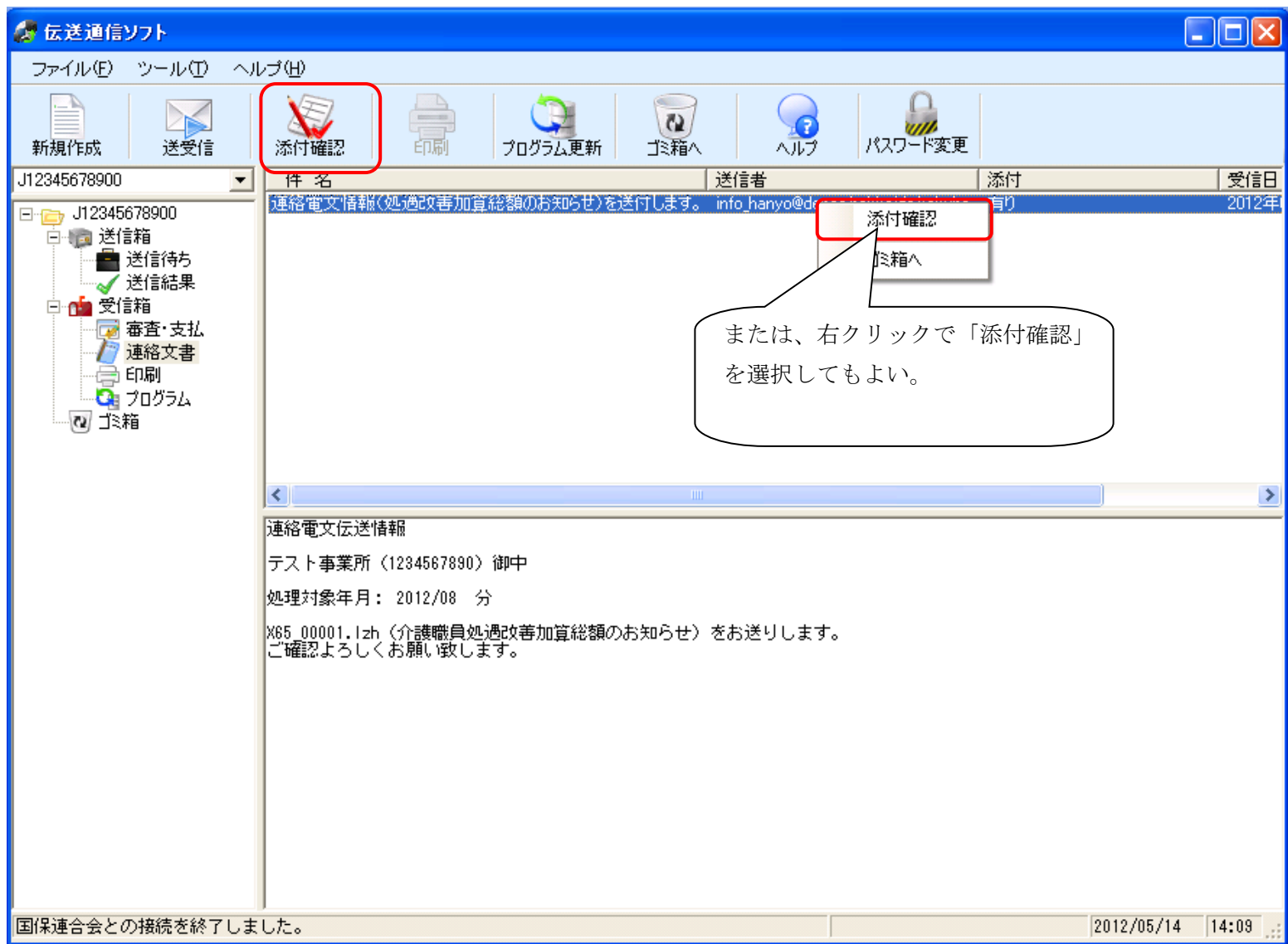
注1 「処遇改善加算のサービス単位数」については、上限審査、給付管理票修正、再審査で査定があっても考慮されません。過誤については、原審時の処遇改善加算額がマイナスで計上されます。

注2 保険請求分だけでなく、利用者が負担した金額や社会福祉法人軽減事業で事業所が負担した額も含まれます。

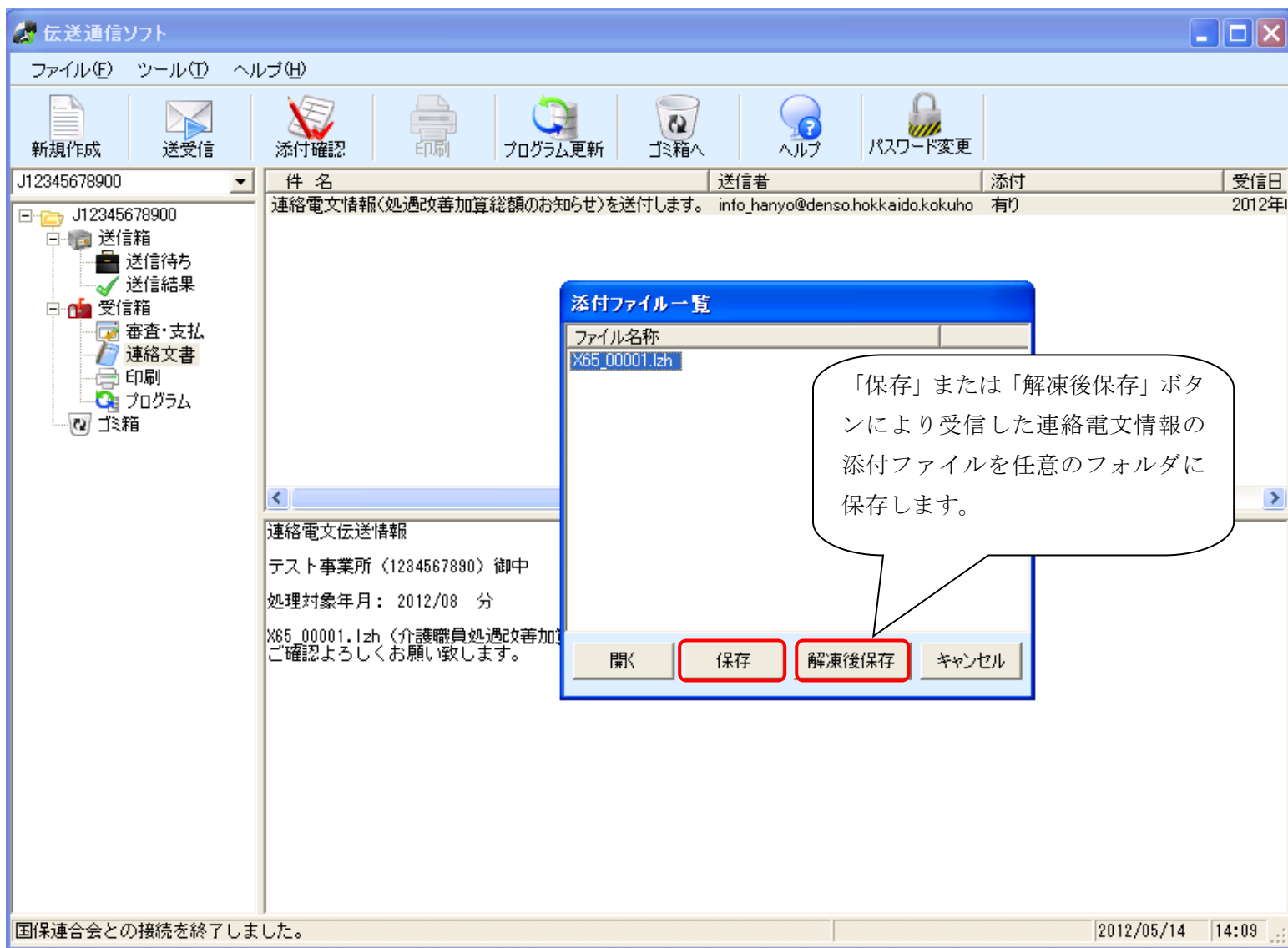
- 5 国保中央会伝送通信ソフトにおける取得手順について ※その他のソフトについては、各ソフトメーカーにお尋ねください。
(1) 連絡文書を受信します（介護報酬の審査支払結果とは別の受信箱に届きます）。



(2) 受信した連絡電文を選択し、「添付確認」ボタンをクリックします。



(3) 「添付ファイル一覧」画面から添付ファイルをパソコン内のフォルダに保存します。



以上で、介護職員処遇改善加算等のお知らせ帳票の取得は完了です。